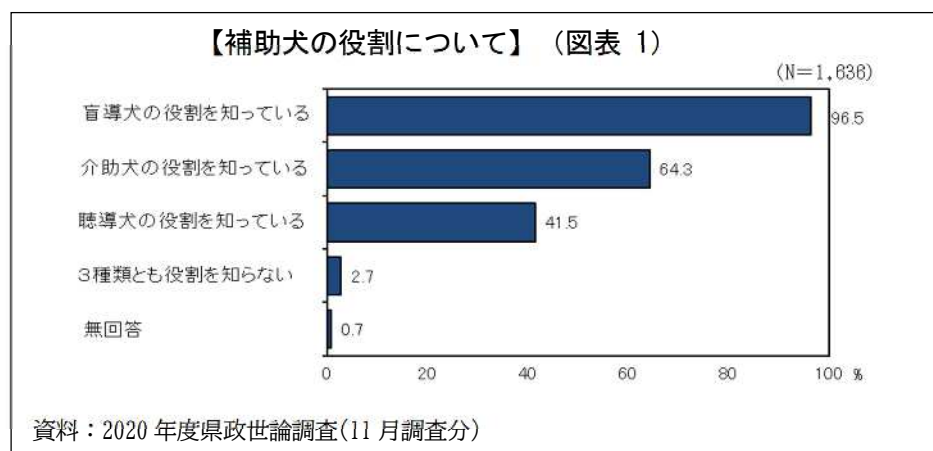


### 1 安全・安心な生活環境の整備

#### 【現状・課題】

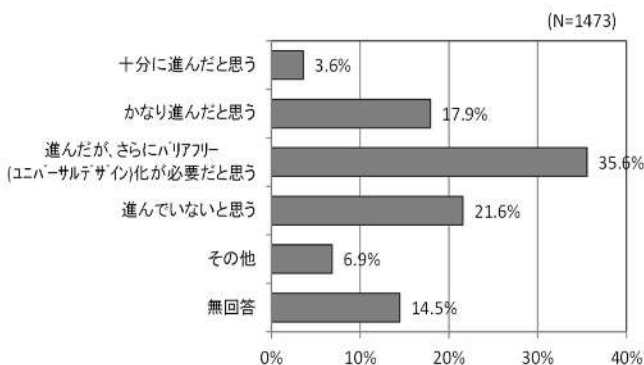
- 障害のある人が身近な地域で暮らし続けるためには、安心して、安全に生活できる住環境が整備されるとともに、住宅の確保に特に配慮を要する人が円滑に住まいを確保できることが求められます。
- 国の基本指針では、「地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る」と示されています。今後、本人や家族の高齢化や障害の重度化等により、自宅で家族介護が受けられなくなる障害のある人の大幅な増加が見込まれることから、グループホームを計画的に整備していく必要があります。また、障害のある人が福祉施設から地域に移行する際の主な住まいとしても、グループホームの整備が求められています。
- 特に、手厚い支援を行うグループホームは、施設に入所している人の地域生活への移行に対応するとともに、グループホームを利用している人の障害が重度化した場合でも、安心してグループホームでの生活が継続できることから、拡充していく必要があります。
- そして、グループホームを計画的に整備し、継続して運営していくためには、グループホームで働く世話人等を確保していく必要があります。
- 併せて、2022年度に障害者総合支援法が改正され、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援が法律上明確化されました。このため、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援等の充実を図っていく必要があります。
- また、国においては、障害のある人を含む、住宅確保要配慮者の増加に対応するため、2017年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を改正し、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度等が創設されました。
- このため、本県においても、2019年3月に「愛知県賃貸住宅供給促進計画」を策定し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図っているところです。
- さらに、障害のある人が、豊かな生活を送るためには、地域のあらゆる施設を円滑に利用できるよう、引き続き、バリアフリー化を進めていく必要があります。
- 本県では、1994年10月に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を制定し、高齢者、障害のある人等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりの推進を図っています。
- また、障害のある人が、施設を利用する際には、「身体障害者補助犬法」に基づき、

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬。以下「補助犬」という。）の同伴が円滑に受け入れられるよう、補助犬の育成事業者と連携して、普及啓発を図っており、引き続き補助犬の認知度向上に取り組んでいく必要があります。

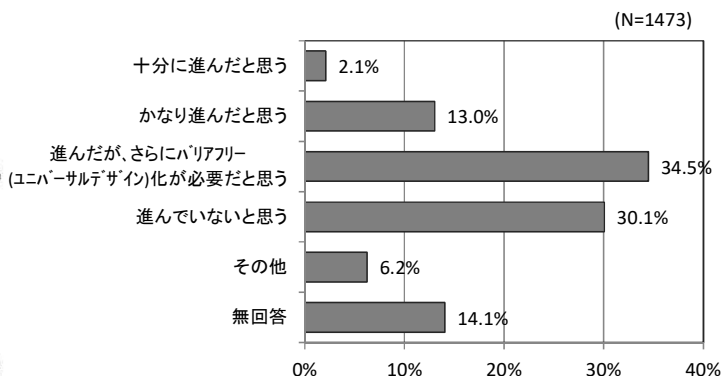


- 国においては、2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）を策定し、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要であり、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進していく必要があるとしています。
- そして、共生社会、一億総活躍社会の実現のため、2018年5月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を改正し、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」として、障害者等に対する支援を明記するとともに、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化、更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実を図ることが示されました。
- 2020年5月には、再度の改正バリアフリー法が成立し、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大など、ハード面とともにソフト面の対策強化、心のバリアフリーのさらなる推進が求められています。

【街（駅・商業施設など）のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化の現状について】（図表 2）



【歩道などの歩行空間のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化の現状について】（図表 3）



資料：愛知県障害者基礎調査(2019年度)(愛知県福祉局)

### 【施策の方向性】

#### (1) 安全に安心して生活できる住環境の整備

- 障害のある人が、地域で安心して、安全に生活できるよう、グループホームの整備を促進するとともに、グループホームの支援の質を確保するため、グループホームの開設から運営までを総合的にサポートします。
- 障害のある人を含む住宅確保要配慮者が、円滑に住まいを確保できるよう、賃貸住宅の供給を促進するとともに、賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

#### (2) 障害のある人に配慮したまちづくりの推進

- 障害のある人が、あらゆる施設を円滑に利用できるよう、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき、市町村、事業者及び県民と連携しながら、ハード面とともに、ソフト面の心のバリアフリーを推進します。
- 障害のある人が、施設を利用する際に、「身体障害者補助犬法」に基づき、補助犬の同伴が円滑に受け入れられるよう、補助犬の育成事業者と連携して、普及啓発を図ります。

なお、上記の「施策の方向性」のうち、(1)の上段、グループホームの整備促進と総合的なサポートについては、国の基本指針に基づき、第6章において、取組を定め、着実に推進していきます。

### 【計画期間の取組】

#### (1) 安全に安心して生活できる住環境の整備

- グループホームの充実と総合的なサポート  
「第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4) 計画期間の取組」に記載

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進及び入居支援
  - ◆ 公営住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅におけるバリアフリー改修の促進
  - ◆ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の周知及び登録の促進
  - ◆ 居住支援法人による住宅確保要配慮者等への居住支援の促進
  - ◆ 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会における、構成員間の居住支援に関する情報共有や連携の促進
  - ◆ 市町村における居住支援協議会の設立促進

(2) 障害のある人に配慮したまちづくりの推進

- 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づくバリアフリーの推進
  - ◆ 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備基準の遵守義務の指導・助言及び適合証の交付
  - ◆ 人にやさしい街づくりアドバイザーの育成
  - ◆ 人にやさしい街づくり地域セミナー、出前講座の開催
  - ◆ 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備基準の遵守義務の指導・助言及び規制の在り方の検討
  - ◆ 鉄道駅におけるホームドア等の設置に対する補助
  - ◆ 駅員無配置駅における安全・円滑な駅利用に向けた鉄道事業者への働きかけ
  - ◆ 信号機への音響付加装置の設置
- 身体障害者補助犬の普及啓発
  - ◆ 育成事業者と連携した普及啓発の実施

---

## 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

---

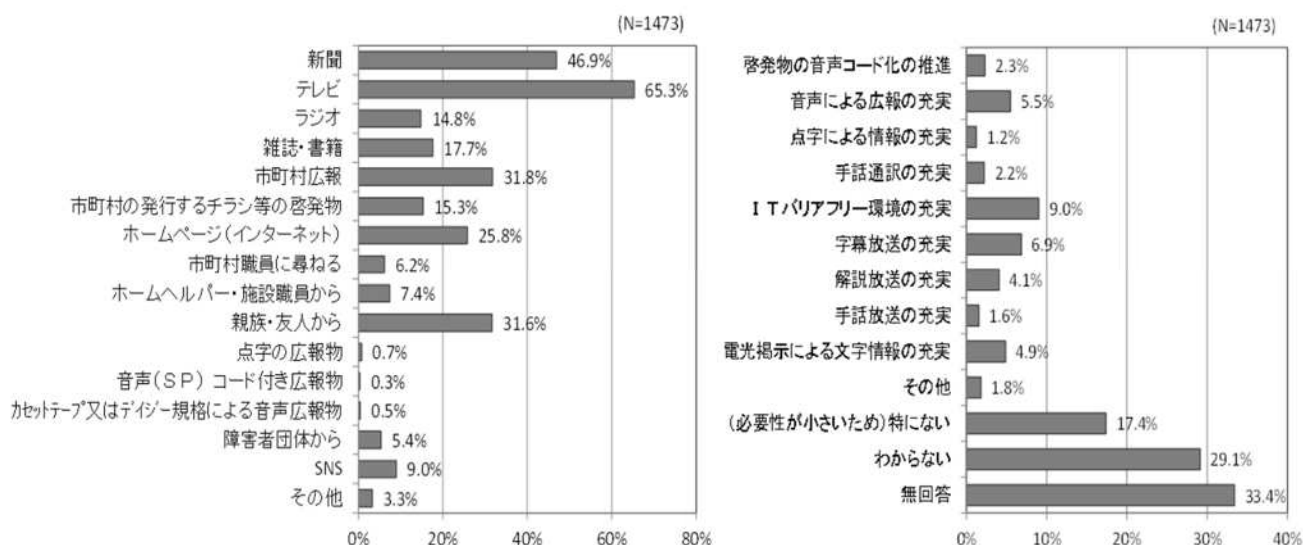
### 【現状・課題】

- 障害者基本法において、地域共生社会の実現は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を旨として図られなければならないと規定されています。
- また、2022年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として、施策を講ずるものと規定されています。
- 人と人が暮らす地域社会では、自分の思いや気持ちを自由に伝えられること、そして相手の思いや気持ちを理解し、互いに意思や感情を伝え合うことなしに生活していくことはできません。障害の有無にかかわらず、全ての人にとって、コミュニケーションは生活に欠かせない重要なものです。
- ろう者が受け継ぎ、発展させてきた手話は、独自の体系を持つひとつの「言語」です。また、難聴（中途失聴を含む）、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、ALS、高次脳機能障害、失語症等も、障害の特性に応じて築いてきたコミュニケーション手段があります。
- しかし、手話が「言語」であることに対する認識や、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できる機会が十分であるとはいえず、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（文字盤など）により、コミュニケーションを図るための取組が求められています。
- また、視覚情報については、全ての人に正しい情報が伝わるよう、カラーユニバーサルデザイン、メディアユニバーサルデザインに配慮した情報伝達が望まれます。
- 本県では、2016年10月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（手話言語・障害者コミュニケーション条例）」を制定し、日本語が言語であるように、手話も言語であり、その背景や文化を尊重し、手話言語を学習できる場の確保や環境づくりに努めるとともに、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保や利用機会の拡大が図られるよう取り組んでいるところです。
- 引き続き、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する人が、必要な情報を正確に得られるよう、多様な情報発信とその情報を円滑に受け取るための支援など、情報アクセシビリティの向上を推

進するとともに、意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

- そして、情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実を着実に進めるためには、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する知識や方法が社会に浸透するよう普及啓発を図ることはもちろん、その実践が図られるよう、専門的な知識や技術を持つ意思疎通支援者を着実に養成するとともに、人材の定着を図り、支援体制を強化していくことが求められます。

【必要な情報の入手手段と情報のバリアフリー化に対して希望する施策について】（図表 4）



資料：愛知県障害者基礎調査(2019年度)(愛知県福祉局)

## 【施策の方向性】

### (1) 情報アクセシビリティの向上

- 障害のある人が、円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、点字や音声コード、音声版の作成、字幕付与、手話通訳者の配置など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段により、視覚情報のユニバーサルデザインに配慮し、情報を発信していきます。また、ICTの発展を踏まえ、発信された情報を円滑に受け取ることができるよう、ICTを活用する機会の拡大を図ります。(手話言語・障害者コミュニケーション条例第11条関係)

### (2) 意思疎通支援の充実

- 手話言語の普及の重要性や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解を深め、広く障害やその多様性についての理解を深めることができるよう、県民、事業者、教育関係者、市町村等様々な対象に応じた普及啓発を図ります。(手話言語・障害者コミュニケーション条例第9条関係)
- 市町村や関係団体と連携し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習

する機会を確保するとともに、本県職員の手話や筆談のノウハウを学ぶ機会を確保するよう努めます。（手話言語・障害者コミュニケーション条例第9条関係）

- 市町村及び関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者などの養成及び人材の定着を図るとともに、通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図っていきます。（手話言語・障害者コミュニケーション条例第10条関係）
- 手話の利用を必要とする障害のある幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、手話言語の普及のための機会を提供するよう努めます。また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする障害のある幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、教育に携わる教職員に対し、必要な知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めます。（手話言語・障害者コミュニケーション条例第7条関係）

## 【計画期間の取組】

### （1）情報アクセシビリティの向上

- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信とICTの活用機会の拡大
  - ◆ 点字広報あいち、声の広報あいち、広報あいち・点字広報あいちの音声コード版の発行、福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行
  - ◆ 県が作成する各種リーフレット等への音声版の作成や音声コードの添付
  - ◆ 県公式Webサイト（ネットあいち）の総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を踏まえた運用
  - ◆ 県広報番組への字幕付与、手話通訳者の配置
  - ◆ 知事記者会見における手話通訳者、要約筆記者の配置
  - ◆ 障害福祉課における手話通訳者の設置
  - ◆ 聴覚障害者・発達障害者への筆談（文字や実物または絵図の提示）対応
  - ◆ 視覚情報のユニバーサルデザインに配慮した情報発信の推進
  - ◆ 公共機関における手話通訳者の職員採用の推進
  - ◆ ICTサポートセンターの運営

### （2）意思疎通支援の充実

- 手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発
  - ◆ リーフレット等啓発資材の作成
  - ◆ 視覚情報のユニバーサルデザインガイドブックの普及
  - ◆ シンポジウムや講演会、体験会やワークショップ等の開催
  - ◆ 避難所等で活用できるコミュニケーション支援アプリの運用
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会の確保
  - ◆ 行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣

- ◆ 障害の特性を学ぶ講座への講師の派遣
  - ◆ 障害の特性に応じた介助者研修会の開催
  - ◆ 意思疎通支援が必要な人及びその支援者へのICT機器の活用支援
- 意思疎通支援者の養成と通訳業務の向上等
- ◆ 聴覚障害者情報提供施設への運営助成
  - ◆ 視覚障害者情報提供施設（点字図書館（明生会館））の設置・運営
  - ◆ 専門性の高い意思疎通支援者の養成及び人材の定着、派遣の実施
  - ◆ 遠隔手話サービスの提供による意思疎通支援体制の強化
  - ◆ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成等、社会参加推進事業の実施
- 学校等の設置者による手話言語の普及等の取組
- ◆ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた授業の実施
  - ◆ 校内における教職員向けコミュニケーション手段に関する研修の実施
  - ◆ 校外における手話言語、コミュニケーション手段に関する研修への教職員の参加
  - ◆ 福祉実践教室の開催
  - ◆ 出前授業の活用
  - ◆ 障害特性別にコミュニケーション手段を理解する研修の実施
  - ◆ 障害の特性を学ぶ研修の実施
  - ◆ 障害のある幼児児童生徒並びに障害のある保護者への対応研修の実施
  - ◆ 障害に応じた入出力支援機器の整備



## 【手話言語・障害者コミュニケーション条例の概要】（図表 5）

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

### 〈対象とするコミュニケーション手段〉

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

### 〈基本理念〉

- 1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- 3 コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大を図られること。

### 〈各主体の責務と役割及び取組〉

- 県の責務  
総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策の推進。
- 県民の役割  
基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。
- 事業者の役割  
コミュニケーション手段の利用の促進のため、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。
- 学校等の設置者の取組  
障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識及び技能の向上のための研修に努めること。

### 〈県の取組〉

- 啓発及び学習の機会の確保  
手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めます。市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保に努めます。
- 人材の養成等  
市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めます。
- 情報の発信等  
市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

### 〈施行日〉

公布の日（2016年10月18日制定即公布）

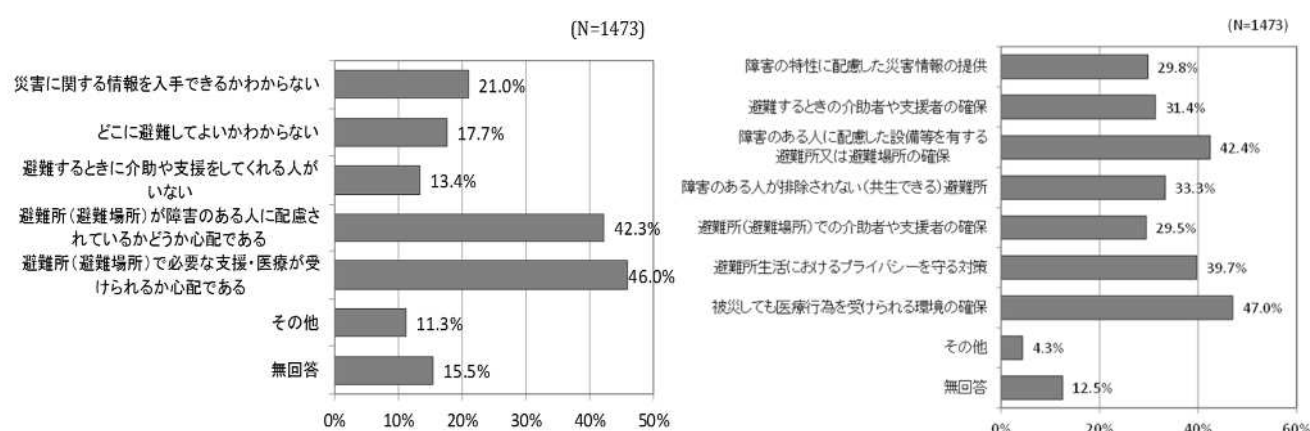
資料：愛知県福祉局作成

### 3 防災・感染症対策・防犯の推進

#### 【現状・課題】

- 障害のある人が地域で安心して、安全に生活していくためには、災害や感染症の発生といった非常の事態に備え、十分な防災対策や感染症対策を講じておく必要があります。
- 近年、全国各地で大規模災害が相次ぎ、当地域においても、南海トラフ地震などの発生が危惧されています。また、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威が発生しました。
- 非常事態においては、しばしば、障害のある人の情報伝達についての課題が指摘されます。これは、正確な情報を適切に得られることやNet119など緊急時の通報手段が確保されていることが、生命の安全に直結するためであり、前述の情報アクセシビリティや障害に応じたコミュニケーション手段の確保の重要性はより一層大きくなります。
- そして、災害発生の際には、避難誘導が迅速かつ的確に行われ、避難所においては、バリアフリー化が図られるとともに障害の特性に応じた支援や配慮、必要な医療の提供等が行われなければなりません。

【災害時に不安なこと及び必要と感じる災害対策について】（図表 6）



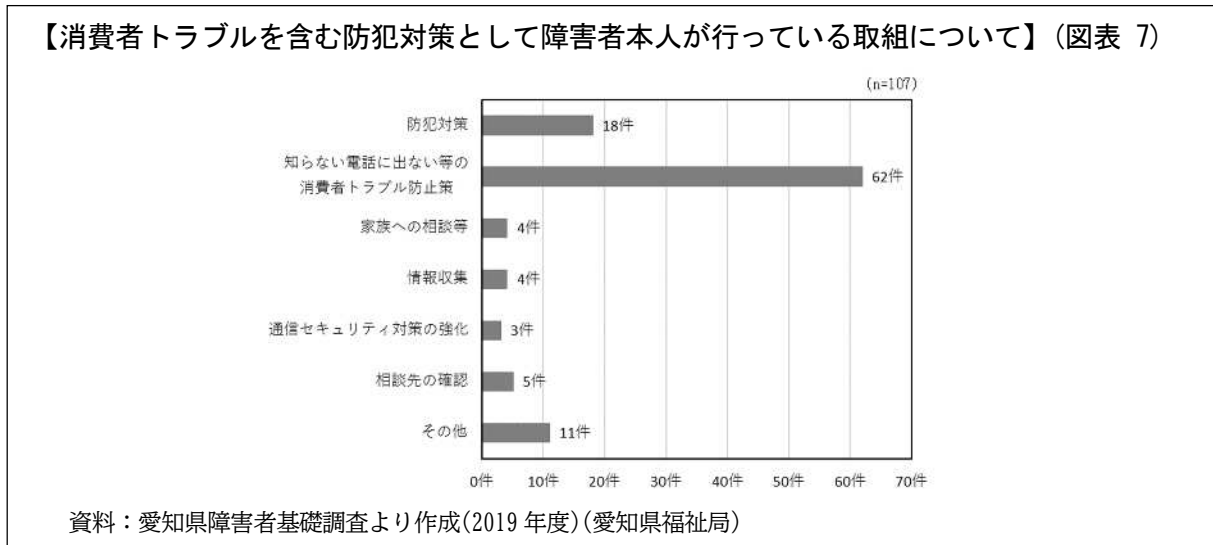
資料：愛知県障害者基礎調査(2019年度)(愛知県福祉局)

- 本県では、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022年3月改訂）において、市町村が災害時に要配慮者（障害のある人や高齢者等）の支援に取り組む際に留意する事項や参考となる事項、福祉避難所の整備等を示しております。国においては、2021年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定しており、これらを活用し、引き続き、市町村において、災害時の支援体制が整備されるよう促していく必要があります。
- 国においては、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内のいずれかにあり、市町村の定める地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）の施設管

理者等に避難先や避難経路、訓練の時期などを定める避難確保計画の策定及び避難訓練の実施並びにそれらの報告を義務づけています。

- また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、市町村その他関係機関と連携し、引き続き、障害のある人の感染予防対策や、感染した場合の障害の特性に応じた支援体制の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症が発生し、職員が不足する入所施設等に対し、障害者施設関係団体とあらかじめ調整を行い、応援職員を派遣する体制を構築するなど、将来を見据え、新たな感染症への対応策を講じておく必要もあります。
- そして、新型コロナウイルス感染症患者及びその家族はもとより、治療にあたる医療機関や介護や支援を行う社会福祉施設で働く職員及びその家族が、偏見や差別に苦しむことがないように、風評被害・人権侵害の防止を徹底することが必要です。
- 2020年8月には、全国知事会において、「全国知事会からのお願い～「おもいやり」と「やさしさ」の輪を広げましょう～」と題し、患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に許さないなどの人権メッセージが発出されました。
- 本県では、2020年10月に「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定しました。この条例では、「県、県民及び事業者は、それぞれの立場で、高齢者、障害者、妊産婦、外国人その他新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要し、又はこれにかかった場合に重症化の危険性が高い者について、新型コロナウイルス感染症の予防及び早期発見に資することとなるよう、これらの者に対する適切な配慮に努めなければならない」と規定しています。
- また、「何人も、新型コロナウイルス感染症への罹患またはそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない」とも規定しています。
- こうした配慮や留意を踏まえ、引き続き、県、県民、事業者が一体となって、障害のある人への新型コロナウイルス感染症に対する対策を推進していくことが大切です。
- さらに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、警察、市町村、地域の福祉施設、関係機関、地域住民等が連携して、防犯対策や消費者トラブル防止を図ることも重要です。
- 障害者支援施設等においては、防犯に係る点検等の取組や、関係機関や地域住民と連携した安全確保体制の構築が図られるよう、引き続き、取組を促していく必要があります。
- また、警察においては、スマートフォン用アプリやファックス等からの緊急通報を可能とするシステムを整備しており、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応が求められます。

- 加えて、本県では、高齢者や障害者など、消費生活上特に配慮を要する消費者を消費者被害から守るため、消費者安全法（2014年6月改正）で規定された「消費者安全確保地域協議会」の仕組みを活用し、地域全体で見守るためのネットワークづくりを進めているところであり、これらの取組も引き続き推進していく必要があります。



## 【施策の方向性】

### (1) 防災対策の推進

- 災害その他非常の事態の際に、障害のある人が必要な情報を取得できるよう、市町村その他関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を図ります。  
(手話言語・障害者コミュニケーション条例第10条関係)
- 災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われるとともに、避難所のバリアフリー化や、障害の特性に応じた支援や配慮、必要な医療の提供等が行われるよう、市町村その他関係機関、地域住民と密接な連携を図りながら、防災対策を推進します。
- 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内のいずれかにあり、市町村の定める地域防災計画に記載のある障害者施設・事業所の施設管理者等に、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を働きかけていきます。

### (2) 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症について、市町村その他関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障害のある人の感染予防対策を講じるとともに、障害のある人が感染した場合の支援体制を整備します。
- また、新型コロナウイルス感染症患者はもとより、治療にあたる医療機関や介護や支援を行う社会福祉施設で働く職員及びその家族が、偏見や差別に苦しむことがないように、風評被害・人権侵害の防止に向けた対策を講じるよう、引き続き国へ働きかけます。

### (3) 防犯対策の推進

- 障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、警察、市町村、地域の福祉施設、関係機関、地域住民等が連携して、防犯対策や消費者トラブル防止に向けた取組を推進します。

### 【計画期間の取組】

#### (1) 防災対策の推進

- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備
  - ◆ 障害の特性に応じた連絡体制の整備状況の把握
  - ◆ 障害の特性に応じた避難準備情報等の提供や避難支援体制の整備
  - ◆ 聴覚・言語機能障害者の火災・救急の緊急通報システム「Net119」の利用促進
- 避難誘導や避難所等における障害の特性に応じた支援
  - ◆ 市町村における避難所のバリアフリー化及び福祉避難所の整備の推進
  - ◆ 障害者が参加しやすい防災訓練の実施
  - ◆ 市町村における避難所生活に必要なコミュニケーション機器及び電源確保
  - ◆ 停電時の電源確保等を含めた医療的ケア見者への防災対策の推進
  - ◆ 避難所等で活用できるコミュニケーション支援アプリの運用
- 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内のいずれかにあり、市町村の定める地域防災計画に記載のある障害者施設・事業所での避難確保計画の策定及び避難訓練の実施の推進
  - ◆ 該当する障害者施設・事業所への働きかけ

#### (2) 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症予防対策及び感染患者の支援体制の整備
  - ◆ 障害者福祉サービス施設・事業所等における感染予防・感染拡大防止対策への支援
  - ◆ 感染者が発生し、職員が不足する入所施設等に対し、応援職員を派遣する体制を障害者施設関係団体と連携して構築・推進
  - ◆ 遠隔手話サービスの提供による意思疎通支援体制の強化

(注) 障害福祉サービス施設・事業所等における障害福祉サービスの継続的な提供に係る支援策については、「第7章5新型コロナウイルス感染症への対応」に記載

- 新型コロナウイルス感染患者・家族、介護・支援等にあたる職員等への偏見や差別の防止
  - ◆ 風評被害・人権侵害の防止の徹底及び国への働きかけ

#### (3) 防犯対策の推進

- 防犯対策や消費者トラブル防止に向けた取組の推進

- ◆ 聴覚・言語機能障害者のための緊急通報「110 番アプリシステム」「ファックス 110 番」の利用促進
- ◆ 愛知県消費生活総合センター、市町村消費生活センター等の機能強化
- ◆ 高齢者、障害者等を消費者被害から守る見守りネットワーク「消費者安全確保地域協議会」の拡大

## 4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実

### 【現状・課題】

- 昨今、「障害」という概念の捉え方が大きく転換され、障害の有無ではなく、何らかの疾患や特性を持っている人たちが、生きていくうえで「社会的障壁」によって活動を制限されたり社会への参加を制約されないように、生涯にわたっていかに支援の体制を整えていくかということが社会の大きな課題となっており、すべての人が、よりよく生きていくことができる社会の実現に努めていくことが大切です。
- しかしながら、障害のある人に対する、障害を理由とする不当な差別的取扱いや、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している「社会的障壁」が、今なお存在しています。
- 一般的に心身機能の制約を「障害」と捉えがちですが、障害のない人を前提に作られた社会や環境のあり方・仕組みなどの「社会的障壁」が「障害」を作り出しているという捉え方が「障害の社会モデル」という考え方です。
- 不当な差別的取扱いや社会的障壁を取り除くために、国は、2007年9月に「障害の社会モデル」の考え方が示された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名した後、この「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、2011年7月の「障害者基本法」の改正、2012年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、障害のある人の権利擁護に関する国内法の整備を進め、2014年1月に障害者権利条約を締結しました。
- 障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、2016年4月に施行されました。

#### <障害者差別解消法に定める障害者>

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを言います。

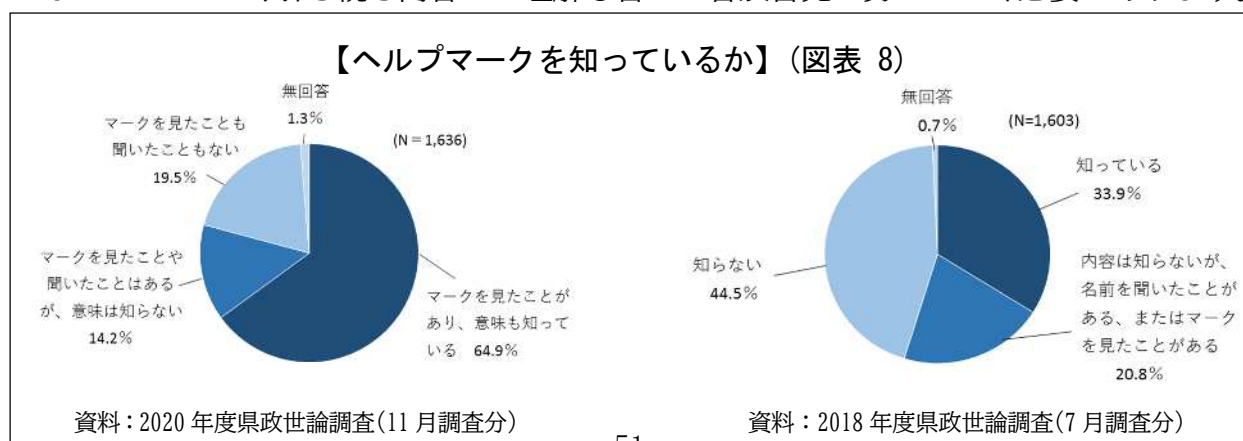
このように、単に心身機能の障害だけでなく、社会的障壁が合わさることで制限を受ける方であり、障害の社会モデルの考え方が取り入れられています。

- 障害者差別解消法では、行政や事業者に対して障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するほか、障害のある人から社会的障壁の除去の意思表示があった際に、過重な負担にならないときは必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないとされています。（2021年5月に成立した「改正障害者差別解消法」で、努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が、2024年4月から義務になりました。）



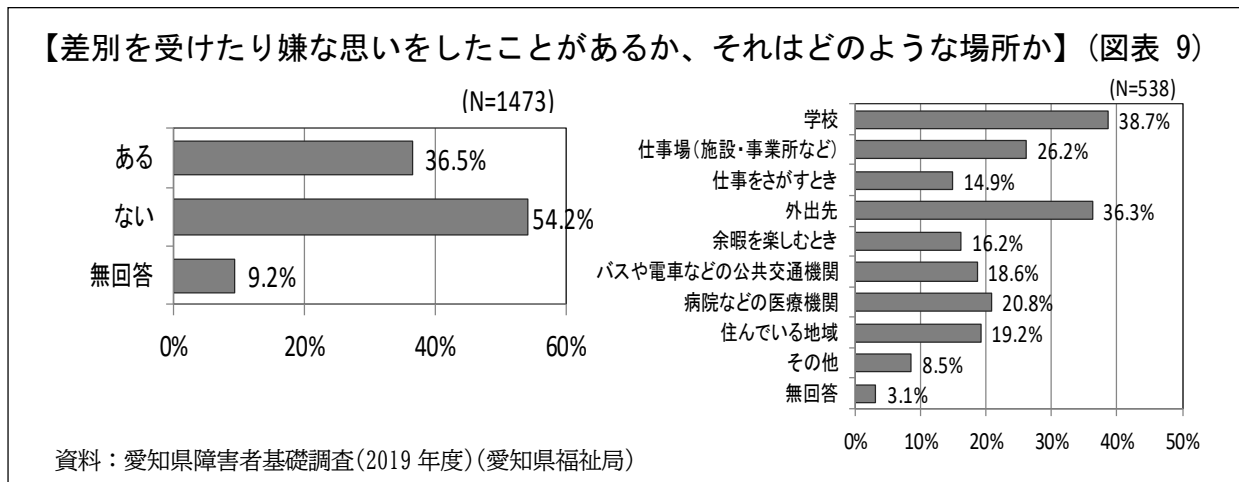
- この合理的配慮は、社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すためのものであり、例えば、車椅子利用者が入口にスロープがない店舗を利用しようとする場合、階段しかない入口という障壁を作っているのは事業者側であり、その原因を取り除くのは障害のある人が努力すべきことでなく、事業者側に義務があるというものです。
- 本県においては、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への機運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的に、障害者差別解消法の施行に先立ち、2015年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定しました。
- 条例では、地域社会における共生や全ての県民が障害についての知識及び理解を深めることなどの基本理念のもと、県・県民・事業者の責務を明らかにしました。そして、この条例に基づき、職員対応要領を定め、県の職員が、社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供に率先して取り組むとともに、事業者に対しては、主務大臣が定める対応指針に即した自発的な取組の推進を促しています。
- 条例施行後、障害のある人からの相談に的確に対応するため、本県では、既存の相談窓口すべてで相談を受けるとともに、県内7か所の福祉相談センターと愛知県精神保健福祉センターの合わせて8か所に、市町村の相談を専門的、技術的に支援する広域相談窓口を設置し、相談体制を整備しました。
- また、障害者差別解消推進の取組を市町村とも連携して進めているところであり、すべての市町村が相談窓口を設置するとともに、地域の関係機関との情報交換や、相談事例を踏まえた差別解消の取組を協議する障害者差別解消支援地域協議会についても、2023年3月末までに53市町村が設置しており、県全体で障害者差別解消に向けた体制整備が着実に進んでいます。
- さらに、県民ひとりひとりの思いやりのある行動が広がるよう、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするヘルプマークの活用も図っており、2020年11月に行った県政世論調査では、マークの意味も含めて知っている人の割合は2018年度の調査と比較すると31ポイント増加しているものの、意味を知らない人の割合は33.7%となっているため、引き続き内容への理解も含めた普及啓発に努めていく必要があります。

【ヘルプマークを知っているか】(図表 8)



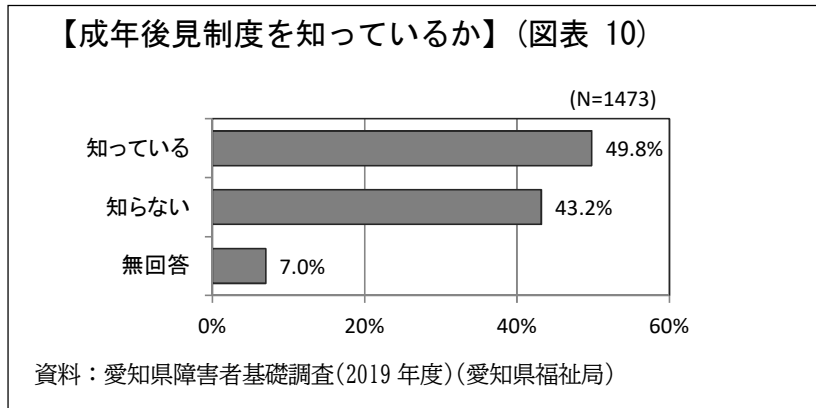


- なお、障害者基礎調査結果では、差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人の割合が2014年度の41.1%から2019年度には36.5%と4.6%減少しているところですが、引き続き、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国、市町村とともにしっかりと取り組んでいく必要があります。



- 一方、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置が求められています。
- 県においては障害者権利擁護センターを、市町村では障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを整備しており、引き続き、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止を図る必要があります。
- また、2022年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が一部改正され、2024年4月から精神科病院において、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、すみやかに都道府県に通報しなければならないこととされ、都道府県は通報を受理し、必要に応じて立ち入り検査等を行う体制の整備を図ることが必要とされました。
- さらに、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度についても、利用促進を図っていく必要があります。
- 国においては、2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、2022年3月には、この法律に基づき、第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。
- この計画は、2026年度までの5か年計画となっており、2024年度までに、市町村においては、市町村計画の策定、成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口の周知、中核機関の整備、市町村申立てや成年後見利用支援事業の適切な実施が求められています。また、都道府県においては、担い手の育成方針の策定や養成研修の実施、都道府県単位での協議会の設置、市町村長申立てに関する研修及び意思決定支援研修の実施が求められています。

- 本県では、2018年度から、家庭裁判所や法律専門職団体等とも連携して、中核機関設置に向けた取組が進んでいない市町村への体制整備への支援を行っており、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。
- また、2022年度から、法律専門職団体や市町村社会福祉協議会、市町村行政、中核機関等からなる県単位の協議会を設置しており、引き続き、この取組を継続するとともに、担い手の育成方針の策定や養成研修の実施といった取組も進めていく必要があります。



### 【施策の方向性】

#### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供など、障害を理由とする差別の解消を推進します。

#### (2) 虐待の防止、権利擁護の推進

- 障害のある人への虐待の防止等のため、広く県民及び事業者、養護者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待に関する知識や虐待の防止に関する啓発を行うとともに、県の障害者権利擁護センターと市町村の障害者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止を図ります。

特に、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、県と市町村間の連携に加え、施設所在市町村と調査実施市町村など市町村間の連携強化に努めます。

- 判断に支援を要する障害のある人が、安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護を目的とした支援の利用促進を図ります。
- 権利擁護に係る研修について、障害当事者参画による開催を推進します。

### 【計画期間の取組】

#### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別の解消の推進
  - ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）の遵守
  - ◆ 県民・事業者に対する障害の理解の促進及び合理的配慮の提供に係る普及啓発（障害当事者参画による普及啓発も検討）

- ◆ 県立高等学校と特別支援学校における実習等を通じた交流及び共同学習の推進
- ◆ ヘルプマークの活用と普及啓発
- ◆ 県及び各市町村の相談窓口における相談支援の実施
- ◆ 県福祉相談センター及び愛知県精神保健福祉センター等の広域相談窓口による市町村支援
- ◆ 県における専門的な相談支援体制の拡充の検討
- ◆ 県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会の開催
- ◆ 市町村における障害者差別解消支援地域協議会の設置促進
- ◆ 愛知県障害者差別解消調整委員会の設置運営

## (2) 虐待の防止、権利擁護の推進

- 虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止
  - ◆ 県の障害者権利擁護センターと市町村の障害者虐待防止センターとの連携、情報の共有
  - ◆ 市町村相互の情報共有の推進
  - ◆ 市町村からの報告に基づく県でのケース会議の開催
  - ◆ 県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会の開催（再掲）
  - ◆ 障害者虐待防止に係る研修の開催（障害当事者参画による開催も検討）
  - ◆ サービス事業者に対する指導・監督及び支援
  - ◆ 市町村の相談支援に対する助言・指導
  - ◆ 精神科病院にかかる障害者虐待対応窓口（愛知県精神保健センター）における虐待通報等の受付及び精神科病院に対する指導・監督及び支援
  - ◆ 虐待防止、権利擁護の推進に係る普及啓発
- 成年後見制度など権利擁護を目的とした支援の利用促進
  - ◆ 市町村が実施する日常生活自立支援事業への支援
  - ◆ 市町村が実施する成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）への支援
  - ◆ 成年後見制度利用促進に係る市町村計画策定への支援、中核機関設置への支援
- 権利擁護に係る研修の開催
  - ◆ 障害当事者参画による開催の推進

## 【愛知県障害者差別解消推進条例の概要】（図表 11）

この条例は、2016年4月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

### 1 基本理念

次の4つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

### 2 県、県民、事業者の責務

県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施すること。</li> <li>・国及び市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。</li> </ul>
県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。</li> </ul>
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。</li> <li>・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。</li> </ul>

### 3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い		合理的配慮の提供	
国の行政機関・地方公共団体等	×	不当な差別的取扱いが禁止されます。	○	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。
事業者 個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	×	不当な差別的取扱いが禁止されます。	○	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。

### 4 県の主な取組

- ・相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- ・啓発活動
- ・職員対応要領の制定
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ・助言、あっせん又は指導等

### 5 施行日

【公布の日】（2016年12月22日）

※ ただし、職員対応要領の規定は、2016年1月1日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、2016年4月1日

【一部改正】

- ・障害者差別解消調整委員会の委員の増員（15名以内→30名以内）（2018年10月19日施行）
- ・事業者の定義の明確化、あっせんその他の措置の求めが対象に行政機関等からの不当な差別的取扱いを受けた場合を追加（2019年3月22日施行）
- ・合理的配慮の定義等に関する規定の整備（2023年10月20日施行）
- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化（2024年4月1日施行）

---

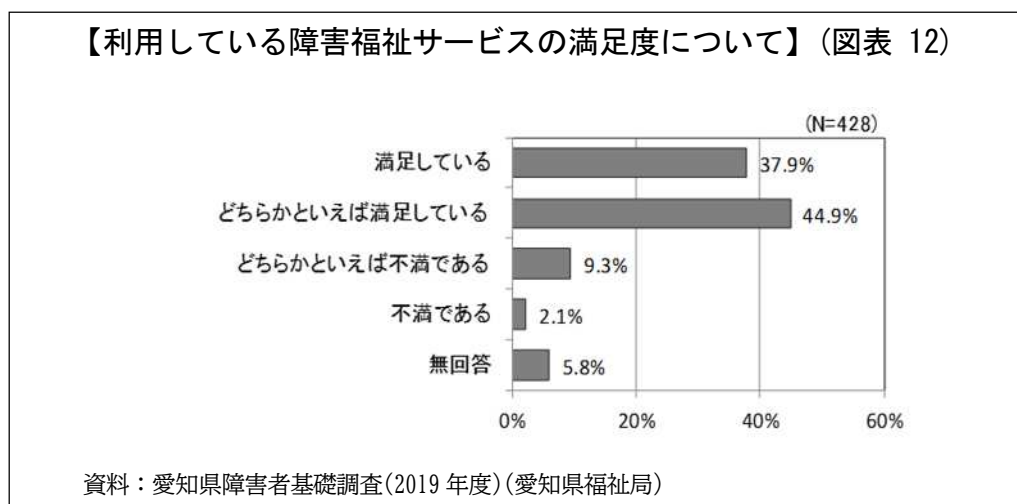
## 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

---

### 【現状と課題】

- 障害者基本法において、地域共生社会の実現は、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」を旨として図られなければならないと規定されています。
- このため、自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築することが求められています。
- 国においては、2017年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を策定し、障害福祉サービスを提供する事業者等が、障害のある人の意思決定の重要性を認識したうえで、必要な対応を実施できるよう、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点等を示しました。本県では、研修など様々な機会を通じてこのガイドラインの普及に努めています。
- また、学校教育においては、障害のある児童生徒の教育課程に位置付けている自立活動の時間を通して、自己決定や自己実現を含む個々の課題に取り組むとともに、幼稚園、学校の管理職を対象に、障害のある幼児児童生徒の自己決定の尊重、意思決定の支援の重要性に焦点を当てた研修を実施するなど、意思決定支援の推進を図っています。
- 身近な相談支援体制の構築については、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応できるよう、市町村において、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に進められています。今後、障害のある人の高齢化や重度化が進むとともに、国際社会の発展に伴い、外国語を母語とする障害のある人の増加が見込まれるほか、昨今は、家事や家族の介護（障害、病気、精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）、世話（年下のきょうだいの世話など）を行うこども、いわゆる「ヤングケアラー」の問題といった新たな課題も表面化しています。こうした中、障害のある人の相談支援においては、障害福祉分野と介護保険分野との連携や、本人とその家族も含め、複合化した課題や多様なニーズに対応できる総合的・専門的な支援が求められており、相談支援体制の充実、強化が望まれます。
- 国においては、2020年6月に社会福祉法を改正し、市町村において、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体的に実施できる重層的支援体制整備事業を創設しました。今後は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、必要な援助を行っていく必要があります。
- また、地域共生社会の実現を目指し、引き続き、福祉施設や精神科病院からの地域移行を推進するとともに、施設入所を希望する在宅の障害のある人を減らしていくため、

地域の実情に即して、障害福祉サービスや社会参加促進のための事業等を充実することにより、暮らしの場について選択の幅を広げる支援をしていく必要があります。特に、地域生活に不安がある方や、地域移行をためらわれている方が、安心して地域生活を選択できるよう、地域生活を体験する機会の拡充が求められています。



- 障害者総合支援法においては、制度の谷間なく支援を提供する観点から、障害のある人の定義に、2013年から、難病等が加えられました。発達障害者や難病患者など、障害者手帳の有無に関わらず、適切な支援が円滑に受けられることが求められています。そして、必要な支援が適切に提供されるためには、障害福祉従事者の人材育成や人材確保を図り、サービスの質を向上させる必要があります。
- 本県では、2019年11月に「愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン」を策定し、各事業所、各地域（市町村や圏域）における従事者のスキルアップの取組が一層積極的に行われるとともに、事業所で支援の経験を積み重ねた人材が、市町村や県等が実施する人材育成に運営や講師として関わり、その経験が自身の資質向上や各事業所や地域での人材育成につながるよう取り組んでいます。
- また、障害福祉従事者の人材の確保のため、グループホームで働く世話人等の確保支援事業を実施するほか、障害福祉サービス事業所、障害者施設等において、職員の負担軽減や生産性向上の取組が促進されるよう、ICTやロボット技術の導入に係る支援を行っています。
- 市町村においては、重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を持つ場所や体制として、地域生活支援拠点等の整備がされています（複数市町村による整備を含む）。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としており、引き続き、その機能を充実させていくことが求められます。
- 精神に障害のある人とその家族への支援では、国において、2017年2月に「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」がまとめられました。報告書では、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策を、より強力で推進す

るための新たな政策理念として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が打ち出され、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、障害のある人が安心して自分らしい暮らしをすることができるように取り組む必要があります。

- さらに、障害のあるこどもに対しては、身近な地域において、「こども基本法」に基づき適切な養育、生活の保障、愛され保護されること、健やかな成長及び発達並びに自立が図られることが求められているほか、「子ども・子育て支援法」に基づく給付その他の支援を講ずることが求められます。その支援にあたっては、成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできるよう、ライフステージに対応した切れ目のない支援を提供する体制の整備が求められています。
- また、重症心身障害児、医療的ケア児といった特別な支援が必要なこどもたちへの支援の充実を図る必要があります。重症心身障害児については、市町村や障害福祉圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保が求められます。そして、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県及び市町村において、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行う体制の整備が求められています。
- 加えて、国の基本指針においては、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築に向けた取組が掲げられています。
- これまで述べてきた、「相談支援体制の充実・強化」、「障害福祉サービス等の質の向上」、「地域生活への移行」、「地域生活支援の充実」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「障害児支援の提供体制の整備」については、国の基本指針において、都道府県が障害福祉計画に記載する成果目標に位置付けられており、市町村の計画と整合性を図りながら、着実に取組を進めていく必要があります。
- そして、公的なサービスのみならず、障害のある人やその家族、地域住民、NPO、民間企業などが行う活動やインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）も含め、地域の社会資源を最大限に活用し、地域全体で連携や交流を図りながら取り組んでいくことが重要です。

#### 【施策の方向性】

##### (1) 意思決定支援の推進

- 自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人が、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、意思決定支援を推進します。

##### (2) 自立した生活の支援

- 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に即し



て、障害福祉サービスや社会参加促進のための事業等の充実及びインフォーマルサービスの推進を図ります。

- 医療的ケア児者の地域生活を支えるため、地域における支援関係機関の協議の場の設置や、医療的ケア児等コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児者の地域の支援体制の充実を図ります。
- 県立特別支援学校に在籍する医療的ケア児において通学支援モデル事業を実施し、通学途中に医療的ケアが必要となるためにスクールバスへの乗車ができず、保護者による送迎が行われている児童生徒に対して、保護者の都合により通学が困難な場合の学習機会を保障するとともに、保護者の送迎の負担を軽減する取組を進めます。
- 国の基本指針に基づき、次の成果目標の達成に向けて、着実に取組を進めていきます。
  - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・地域生活支援の充実
  - ・障害児支援の提供体制の整備等
  - ・相談支援体制の充実・強化等
  - ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 【計画期間の取組】

##### (1) 意思決定支援の推進

- ◆ 意思決定支援ガイドラインの普及・啓発
- ◆ 教職員向け自己決定の尊重、意思決定支援に関する研修の実施

##### (2) 自立した生活の支援

- 障害福祉サービスや社会参加促進のための事業等の充実
  - ◆ 障害福祉サービス事業所等整備費の助成
  - ◆ 日常生活用具等の普及の促進
  - ◆ 社会参加促進事業等の実施
  - ◆ 障害福祉サービス事業所・障害者施設等のICT・ロボット技術導入支援
- 医療的ケア児者の地域支援体制の充実
  - 「第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」の各目標の「(4) 計画期間の取組」に記載
- 福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた取組の推進



「第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」の各目標の「(4) 計画期間の取組」に記載

(注) 障害のある人が自立した生活を営むために必要な障害福祉サービス等の見込量と確保策等については、第7章に記載

---

## 6 保健・医療の推進

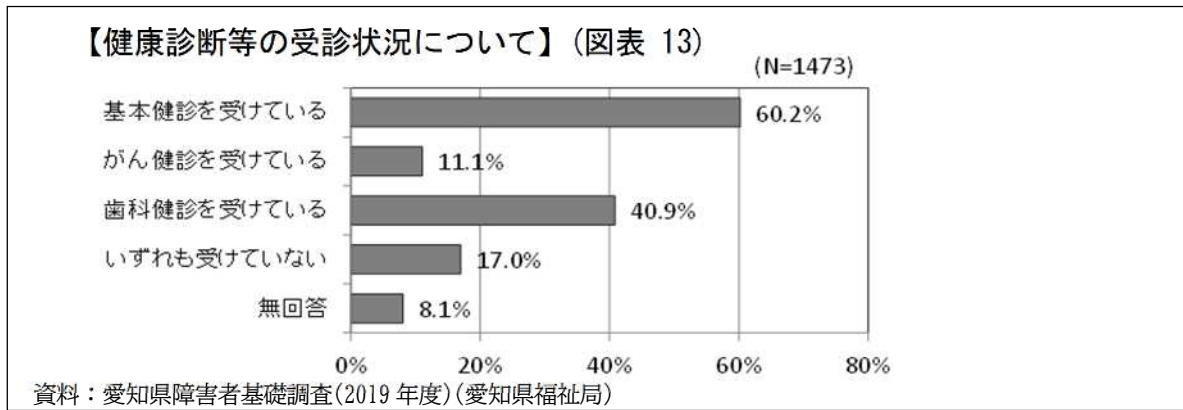
---

### 【現状・課題】

- 精神に障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、必要な医療・支援の提供を可能な限り地域において行うことが求められています。
- 国においては、2017年2月に「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」がまとめられ、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策を、より強力に推進するための新たな政策理念として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が打ち出されました。
- そして、国の基本指針においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が成果目標として掲げられ、システム構築に資する取組の着実な実施が求められています。
- 本県では、2024年3月に策定の「愛知県地域保健医療計画」（以下「医療計画」という。）と整合性を図りながら、障害保健福祉圏域（2次医療圏）ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村、保健所等が連携し、地域の課題を共有化したうえで、取組を進めているところであり、さらに推進を図っていく必要があります。
- 医療計画においては、精神保健医療対策として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に加え、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築」を対策の柱とし、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患及び発達障害、依存症、その他の精神疾患等、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法における対象者への医療について、今後の方策を示しており、これらの取組を着実に実施していく必要があります。
- 愛知県精神保健福祉センター及び保健所では、精神に障害のある人やところに悩みを抱える人の相談支援を行うとともに、SNSを活用した「あいちこころのサポート相談」を実施しています。
- また、障害者総合支援法においては、制度の谷間なく支援を提供する観点から、2013年に、障害のある人の定義に難病が加えられました。難病は、一定の割合で発症することが避けられず、確率は低いものの、誰もが発症する可能性があります。国は、2015年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」を施行し、法に基づく医療費助成制度の運用、医療提供体制の確保、療養生活の環境整備など、総合的な施策の推進を図っています。
- 本県では、医療計画において、難治性疾患対策を位置付け、難病法に基づく医療費の助成、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院による難病医療ネットワーク、保健所による難病患者地域ケアの推進、難病相談室（難病相談・支援センター）による相談

支援、福祉サービスの提供など、総合的な難病対策を示しており、これらの取組を着実に実施していく必要があります。

- また、本県では、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、総合的に支援する拠点として、2019年3月に、愛知県医療療育総合センターを開所しました。センターは、中央病院、発達障害研究所、療育支援センター(あいち発達障害者支援センターを含む。)を有し、高度で専門的な医療の提供、研究、広域的な支援を行っています。引き続き、拠点としての機能を十分に発揮できるよう、遠隔診療や情報ネットワークの活用などにより、重度障害児者や家族にとって大きな負担となっている通院負担の軽減や地域で障害児者を支える関係機関との連携を進め、社会情勢に即した機能強化による支援の充実が求められます。
- さらに、本県では重症心身障害児者施設の整備状況が全国的にみて低い状況にあり、重症心身障害児者の方が、身近な地域で医療や療育を受けられるよう、2014年度に「障害者福祉減税基金」を設置して、民間法人による地域における医療・療育の拠点となる施設整備の支援を行っています。
- また、高次脳機能障害のある人への支援については、地域偏在の解消を図るため、県が指定する支援拠点機関を2019年度に1か所増やし、名古屋市総合リハビリテーションセンターと、特定非営利活動法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓(豊橋市)で実施しています。今後は、支援拠点機関を中心とする市町村、医療機関、福祉施設といった関係機関とのネットワークの広がりにより支援の充実を図るとともに、より身近な地域で相談できるよう、市町村が設置する基幹相談支援センターへ相談機能を分散化していくことが必要です。
- 加えて、医療に係る取組としては、障害のある人が、安心して医療を受けられるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費、本県独自制度である障害者医療費の助成により、医療費の負担軽減を図っています。
- 一方、障害のある人の健康の保持・増進を図るため、医療の適切な提供に加え、福祉サービスと連携した保健サービスの提供が望まれます。本県では、2024年3月に第2期愛知県歯科口腔保健基本計画を策定し、定期的な歯科健診や歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健の推進に取り組んでいます。歯科疾患は、口腔の健康だけでなく、全身の健康にも大きく関係するため、引き続き、障害のある人の歯科口腔保健の推進を図っていく必要があります。
- また、今後は障害のある人の性と生殖に関する健康や高齢化に伴う生活習慣病予防、介護予防などについて保健分野との連携を図っていくことも望まれます。



## 【施策の方向性】

### (1) 精神保健・医療の適切な提供等

- 精神に障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、医療計画に基づき、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化等」を図ります。
- 愛知県精神保健福祉センターや保健所において、精神に障害のある人やところに悩みを抱える人の相談支援を行うとともに、必要な相談員の確保に努めます。

### (2) 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、地域で安心して生活できるよう、医療計画に基づき、医療費の助成、難病医療ネットワークの充実・強化など、総合的な難病対策を推進します。

### (3) 保健・医療の充実等

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、愛知県医療療育総合センターを拠点として、高度で専門的な医療の提供、研究、広域的な支援を行います。
- 民間法人による重症心身障害児者施設の整備を進めるとともに、県内の重症心身障害児者の関係施設等による医療及び療育のネットワーク体制の構築を進めます。
- 本県における2か所の高次脳機能障害の支援拠点機関を中心として、市町村、医療機関、福祉施設といった関係機関とのネットワークの広がりにより、支援の充実を図ります。また、支援機関と医療機関の連携が一層進むよう、引き続き、地域の協力病院との連携を進めていきます。また、基幹相談支援センターが、地域の中核的な相談機関として高次脳機能障害のある人に対する高度な相談に対応できるよう、対応力の向上を図ります。
- 障害のある人が地域の歯科診療所で歯科医療が受けられるよう、障害者歯科医の育成を行うとともに、ネットワーク体制づくりを進めます。
- 障害のある人が、安心して医療を受けられるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の助成及び本県独自制度である障害者医療費の助成により、医療費の負担軽減を図ります。

- 障害のある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスを提供し、疾病の予防、早期発見につなげます。

#### 【計画期間の取組】

##### (1) 精神保健・医療の適切な提供等

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化
  - ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲：第6章に記載）
  - ◆ 多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関の医療機能の明確化
  - ◆ 精神・身体合併症連携推進事業の実施
  - ◆ アルコール・薬物・ギャンブル等依存症治療等の専門医療機関等の選定
  - ◆ 自殺対策の総合的な推進
  - ◆ 精神科救急医療体制の整備
  - ◆ 災害拠点精神科病院の拡充
- 精神に障害のある人やところに悩みを抱える人への相談支援の実施
  - ◆ 愛知県精神保健福祉センター・保健所における相談支援の実施
  - ◆ あいちこころのサポート相談（SNS）の実施

##### (2) 難病に関する保健・医療施策の推進

- ◆ 難病患者への医療費の助成
- ◆ 難病医療ネットワークの連携の充実・強化
- ◆ 保健所を中心とした難病患者地域ケアの推進
- ◆ 難病相談室（難病相談・支援センター）による相談支援
- ◆ 難病講習会の開催

##### (3) 保健・医療の充実等

- 愛知県医療療育総合センターを拠点とした高度専門的な医療の提供等
  - ◆ 情報通信機器や情報ネットワークを活用したスマートホスピタルの展開
- 高次脳機能障害の支援拠点機関を中心とした支援の充実及び障害者基幹相談支援センターの対応力向上
  - ◆ 基幹相談支援センター職員への研修の実施による対応力の強化
  - ◆ 2か所の支援拠点機関による基幹相談支援センターへの専門的助言及び関係機関との連携強化
- 地域の歯科診療所における歯科医療提供体制の整備
  - ◆ 障害者歯科医の育成
  - ◆ ネットワーク体制づくり
- 医療費の負担軽減
  - ◆ 育成医療・更生医療の助成

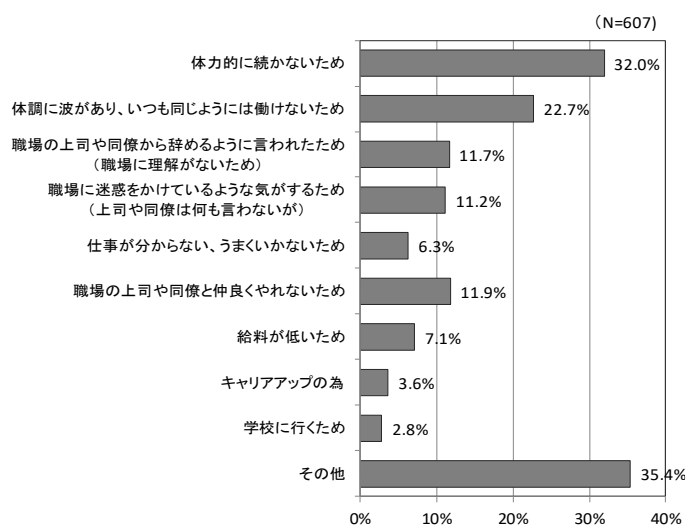
- ◆ 精神通院医療費の支給
- ◆ 本県独自の障害者医療費の助成
- 福祉サービスと連携した保健サービスの提供
  - ◆ 障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科健診実施等の保健分野との連携

## 7 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【現状・課題】

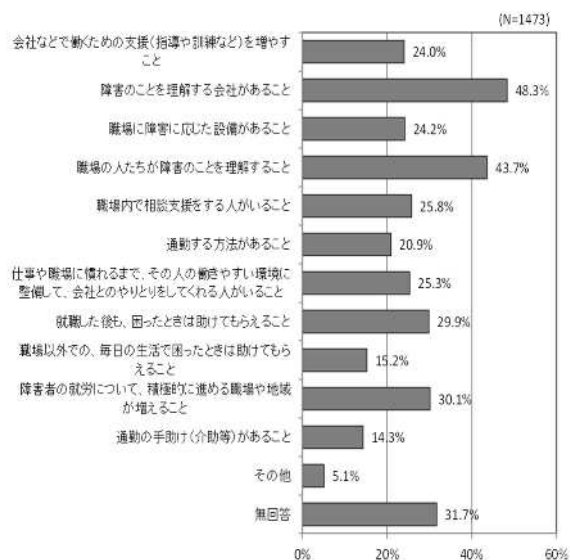
- 障害者基本法において、地域共生社会の実現は、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されていること」を旨として図られなければならないと規定されています。
- 障害のある人の就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいくうえで重要な要素であり、特に、福祉施設を利用していた人が、民間企業等で就労することは、社会参加の促進という観点からも、大きな意味を持ちます。
- 国は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という）において、2024年4月から、民間企業に対しては雇用する労働者の2.5%（2026年7月から2.7%）、国、地方公共団体等に対しては2.8%（2026年7月から3.0%）、都道府県等の教育委員会に対しては2.7%（2026年7月から2.9%）に相当する障害者を雇用することを義務付けています。
- 本県では、2020年12月に策定した「あいち経済労働ビジョン2021-2025」において、民間企業における障害者の法定雇用率の達成を目標に掲げるとともに、知事部局や教育委員会等において、「障害者活躍推進計画」を策定し、雇用促進に取り組んでいるところです。
- 障害のある人の就労については、障害の状況に応じたきめ細かな配慮が必要であることから、今後も、福祉関係機関と労働関係機関の連携を強化し、就労から職場への定着までの切れ目ない支援を総合的に進めていく必要があります。

【勤めていた職業を辞めた理由について】（図表 14）



資料：愛知県障害者基礎調査(2019年度)(愛知県福祉局)

【会社などで働く、働き続けるために必要だと感じる配慮について】（図表 15）



- また、障害のある人を雇用する企業に対しても、障害のある人に適した業務の選定、雇用管理、各種助成制度の紹介など、雇用拡大や定着に向けたサポートを行っていく必要があります。
- 本県では、国と一体となって、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人の受入れから雇入れ後の職場定着までの一連の企業支援を行う「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を運営し、企業の課題に応じたコンサルティングや職場実習のマッチングなど、総合的なサポートを行っています。
- さらに、中小企業における障害者雇用を促進するため、2017年度に中小企業応援障害者雇用奨励金制度を県独自に創設し、法定の雇用義務が生じる従業員規模の中小企業を支援しております。そして、新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者を取り巻く雇用環境は、今後も困難な状況が続くことが懸念されたため、一人でも多くの雇用を確保するとの観点から、2020年10月に支給要件の緩和を行い、法定雇用義務の有無に関わらず、全ての中小企業を支給対象としました。
- 加えて、本県独自の取組として、障害のある人のアートの公募作品展「あいちアール・ブリュット展」の出展者等を、一般企業の広報部門への就職（在宅勤務）につなげるアート雇用を推進しており、2024年2月現在で21名の方が就業しています。
- 一方、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場も求められます。一般就労に移行することが難しい場合においても、その方の適性に応じて能力を発揮し、地域において経済的に自立した生活を実現するため、本県では、国の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に即して、2021年度から2023年度までの3か年を計画期間とする「愛知県工賃向上計画（第4期）」を策定し、工賃水準の引き上げに向けた継続的な取組を進めています。第5期工賃向上計画は、2024年6月に策定する予定です。
- 就労継続支援事業所（B型）の平均工賃は、愛知県工賃向上計画（第4期）で定めた目標工賃には至っておらず、物価高騰による事業所の生産活動への影響が見込まれることから、工賃水準を引き上げるためにさらなる取組が求められています。
- 農業分野での就労は、地域振興にもつながることから、就労継続支援事業等において、農福連携の取組が進むよう、事業所等への実践指導や啓発事業を工賃向上計画に位置付け、実施しているところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今後は、テレワークによる在宅就労といった、新たな就労分野の開拓も求められます。
- さらに、2013年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて、本県でも「障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を策定し、本県が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注機会の拡大を図っています。



- 国の基本指針においては、「福祉施設から一般就労への移行等」が成果目標に位置付けられており、これらの取組を着実に実施していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

##### (1) 総合的な就労支援と障害者雇用の促進

- 障害のある人が自立した職業生活を安定して営んでいけるよう、障害特性に応じた総合的な就労支援を行うとともに、民間企業や公的機関等における障害者雇用の促進を図ります。

##### (2) 福祉的就労の底上げ

- 障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人が、身近な地域において、福祉的就労の場を得られるよう、就労継続支援事業者を確保するとともに、工賃水準の改善を図ります。

##### (3) 福祉施設から一般就労への移行及び定着に向けた取組

- 福祉施設から一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行等に取り組む就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を支援します。

なお、上記の「施策の方向性」については、国の基本指針に基づき、第6章において、取組を定め、着実に推進していきます。

また、(1)の障害者雇用促進について、県の知事部局や教育委員会等において策定した「障害者活躍推進計画」を着実に推進していきます。

#### 【計画期間の取組】

「第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 (4) 計画期間の取組」に記載

また、(1)の障害者雇用促進について、県の知事部局や教育委員会等の「障害者活躍推進計画」に掲げた取組を実施

---

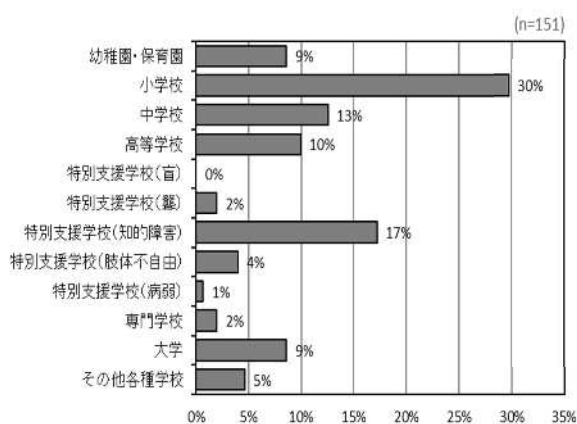
## 8 教育の振興

---

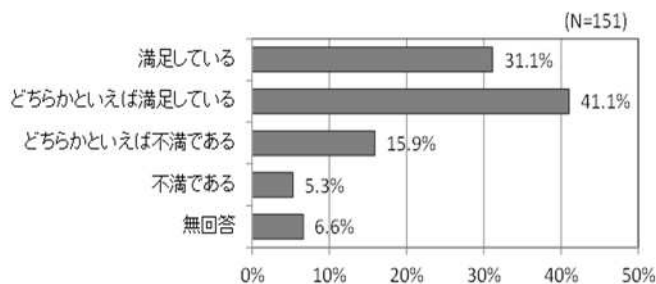
### 【現状・課題】

- 特別支援教育に関わる様々な課題を総合的にとらえ、中・長期的な視点に立った本県の特別支援教育の指針として、2014年3月に「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」を、2018年12月に「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」を策定し、これらの計画に基づき、特別支援教育の充実に向けた取組を進めてきました。
- 近年、少子化に伴って学齢期の児童生徒数が減少する中、通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒は大幅に増加し、特別支援学校に在籍する児童生徒も増加しています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機としたICT教育の加速、「特別支援学校設置基準」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定など、学校教育を取り巻く環境が大きく変化しています。
- このような状況において、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会を実現していくには、インクルーシブ教育システムを推進し、多様な教育ニーズに対応していく必要があります。そのためには、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備とあわせて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備が求められています。
- よって、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応を行うため、2024年2月に「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」を策定しました。
- 新たな計画における課題として、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の一貫した支援・指導を行うためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関のネットワークの強化が必要となっています。
- また、市町村教育委員会及び小中学校においては、合理的配慮を必要とする事例の増加とともに、申し出内容も多岐に渡り、合意形成に向けて難航する場合があります。加えて、県立高等学校における合理的配慮に向けた人的配置や基礎的環境整備の充実について、引き続き検討していく必要があります。
- 加えて、学校においては、障害のある児童生徒の個々の状態等に応じて適切な支援を行うとともに、児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて支援を求めたりすることや児童生徒が能動的に自己選択・自己決定することができるよう、計画的に支援していく必要があります。

【通学している学校の種類について】(図表 16)

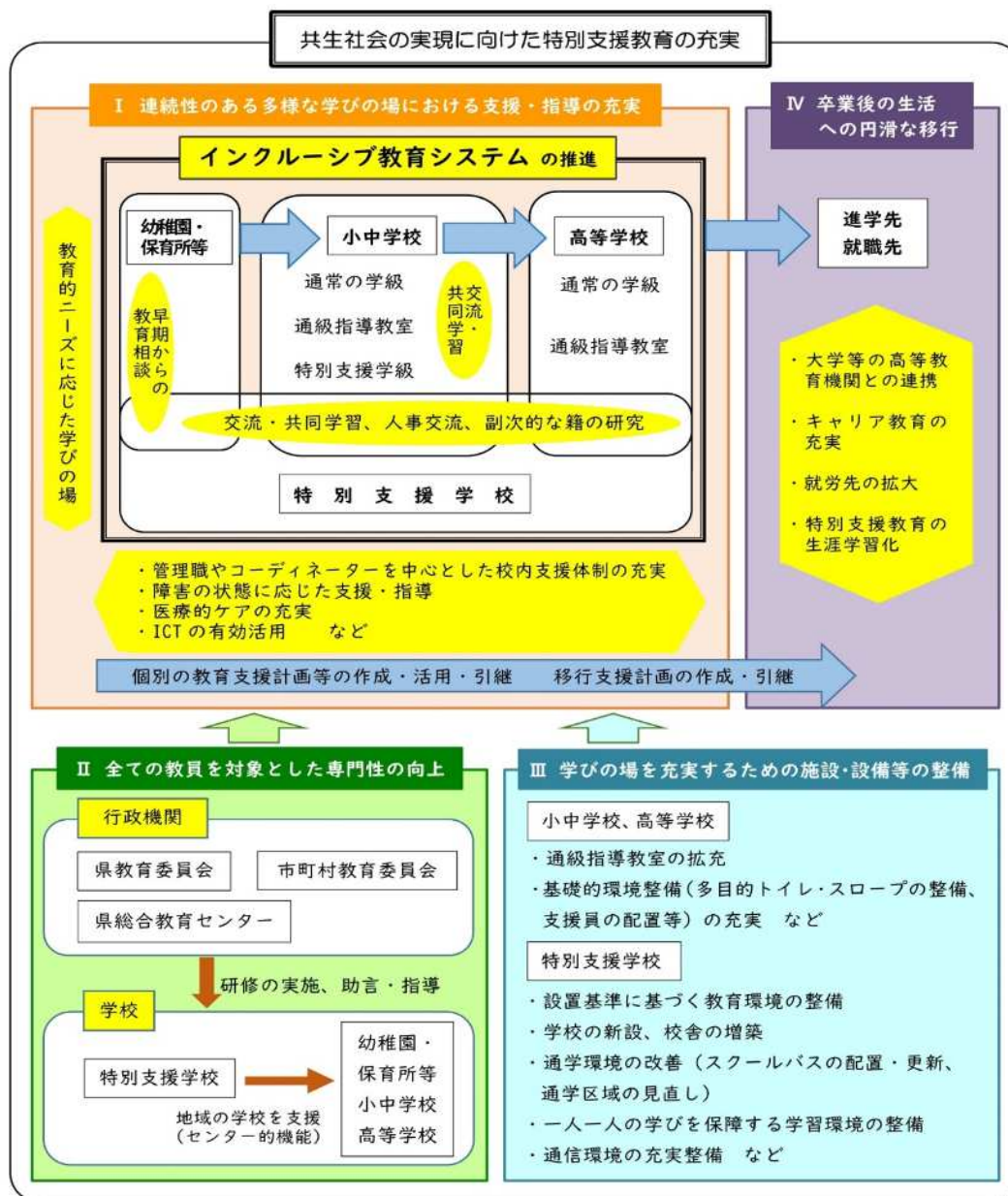


【通学している学校に対するニーズに応じた教育や障害に応じた配慮などの満足度について】(図表 17)



資料：愛知県障害者基礎調査(2019年度)(愛知県福祉局)

【第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）の概要図】  
(図表 18)



## 【施策の方向性】

### (1) 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

- 校（園）内研修の推進や保護者に対する理解啓発、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携など、それぞれの幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の実情に合わせた校（園）内支援体制のさらなる充実に努めます。
- 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒への支援体制のさらなる充実に努めます。

### (2) 全ての教員を対象とした専門性の向上

- 愛知県教員育成指標のステージごとに、特別支援教育に関する研修を体系的に充実するように努めます。

### (3) 学びの場が充実するための施設・設備等の整備

- 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、基礎的環境整備の充実に努めます。
- 生徒・保護者等からの相談、特別支援教育支援員などの人的配置及び各種整備などの物的配置に関わる専用窓口の設置に努めます。

### (4) 卒業後の生活への円滑な移行

- 関係部局と教育委員会が連携し、就労アドバイザーを中心として実習先や就労先のさらなる拡大を図ります。
- 生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、社会参加活動を支援します。

なお、上記の「施策の方向性」を実現するにあたっては、第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）の4つの柱（「連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実」、「全ての教員を対象とした専門性の向上」、「学びの場が充実するための施設・設備等の整備」、「卒業後の成果への円滑な移行」）に基づき、取組を推進していきます。

## 【計画期間の取組】

第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）の取組の実施

### (1) 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

- ① 管理職や特別支援コーディネーターを中心とした校（園）内支援体制の充実
- ② 個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継率の向上
- ③ 市町村における特別支援教育の充実に向けた取組への支援
- ④ 医療的ケアの研修充実や実施体制強化

- ⑤ 医療的ケア児の通学や校外学習への看護師付添い事業の推進
- ⑥ 副次的な籍の設置に向けたモデル事業の実施
- ⑦ 病弱の児童生徒を対象としたモデル事業の実施
- ⑧ 「通級による指導」を開始する際のアウトラインの作成
- ⑨ 多言語に対応した就学・就労支援や各種案内等の情報提供サービスの実施

(2) 全ての教員を対象とした専門性の向上

- ① 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上
- ② 授業のユニバーサルデザインを前提とした授業の推進
- ③ 経験年数や職務に応じた体系的・実践的研修の充実
- ④ 知的発達に遅れのない発達障害等に関する専門性の向上に向けた研修の充実
- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能の強化
- ⑥ 人事交流の活性化による特別支援教育のリーダーとなる人材育成

(3) 学びの場が充実するための施設・設備等の整備

- ① 合理的配慮事例集の追加更新
- ② 中学生・保護者の入学前相談の専用窓口設置
- ③ 通級指導担当教員の基礎定数化実施に向けた教室の適切な設置
- ④ 特別支援学校設置基準を踏まえた学級編制への改善
- ⑤ 特別支援学校の新設、校舎増築による教室不足及び長時間通学の解消
- ⑥ 通学区域の見直しによる長時間通学の解消
- ⑦ 訪問教育実施校における分身ロボットの整備
- ⑧ VRやARの活用研究
- ⑨ 校外でのICT通信環境の改善
- ⑩ 全ての学校体育館への空調設備の設置

(4) 卒業後の生活への円滑な移行

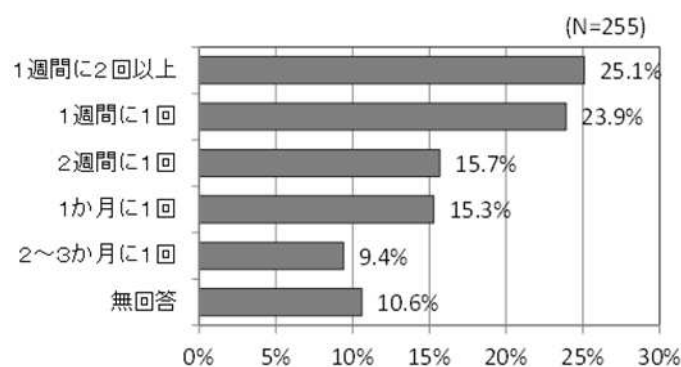
- ① 障害者に対応している大学の情報提供などの大学進学支援
- ② 高等部「職業コース」の実習受け入れ企業の拡大
- ③ 社会ニーズに応じた作業学習の内容の見直しや職業技能検定の開発
- ④ 福祉サービスを適切に受けられるよう、福祉機関との連携への教員の意識付け
- ⑤ 就労アドバイザーの地域ごとの増員を含めた適切な配置
- ⑥ 民間企業との連携による在宅就労支援
- ⑦ 企業向け学校見学会の開催
- ⑧ 生涯を通じた教育、スポーツ、文化芸術等への参加支援
- ⑨ 卒業生の学び直しの機会の創出についての検討

## 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 【現状・課題】

- 障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動は、本人の生きがいや生活の質の向上につながるだけでなく、障害の有無を超えた地域の交流の機会となり、多くの人々に心の豊かさや相互理解をもたらします。また、自らの障害と向き合いながら、ひたむきに挑戦するアスリートの姿は、人々に大きな夢と感動や勇気をあたえます。
- 国は、2018年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を制定し、法に基づき、「障害者による文化芸術活動の幅広い促進」、「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化」、「地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現」の3つの視点から、2019年3月に「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定し、施策の方向性を示しました。

【文化芸術活動はどのくらいの頻度で行うか】(図表 19)



資料：愛知県障害者基礎調査(2019年度)(愛知県福祉局)

- 本県では、2014年から、障害のある人が創作活動を行い、その作品を発表し、多くの人々が鑑賞し、交流を促進するという、上記の3つの視点に即した先行的な取組として、障害のある人のアートの公募作品展「あいちアール・ブリュット展」を開催しています。あいちアール・ブリュットの取組は、障害のある人の文化芸術活動を通じて、障害のある人の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指すもので、この取組をきっかけとして、出展者等を一般企業の広報部門への就職（在宅勤務）につなげるアート雇用が実現しています。そして、2018年3月に制定した「愛知県文化芸術振興条例」において「障害者等の文化芸術活動の充実」を掲げ、また、2022年12月に策定した「あいち文化芸術振興計画 2027」において「高齢者、障害者を始めとした、多様な県民の文化芸術活動の推進」を掲げており、あいちアール・ブリュットの取組は、条例や計画に基づく施策として、引き続き、推進していく必要があります。
- また、読書は、文化芸術にふれる重要な機会のひとつであり、誰もが文化芸術を享受するためには、視覚に障害のある人などの読書環境を整える必要があります。国は、2019

年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を制定し、法に基づき、「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」、「アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上」、「視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮」を基本的な方針とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を2020年7月に策定し、施策の方向性を示しました。

- 本県では、点字図書館（明生会館）を設置し、点字図書や録音図書といったアクセシブルな書籍等の充実を図るとともに、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成しています。また、愛知県図書館においても、視覚障害者資料室や読書のバリアフリーコーナー（児童図書室内）を設置し、図書館サービスを提供しています。今後も、拠点図書館である愛知県図書館を中心として、点字図書館、公立図書館、学校図書館が連携し、視覚に障害のある人などの読書環境の整備を図っていく必要があります。同時に、視覚に障害のある人等が、アクセシブルな電子書籍等を利用できるよう、ICTの習得を支援する必要があります。
- スポーツ活動については、「愛知県スポーツ推進計画2023-2027」（2023年3月策定）に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての県民が生涯にわたり、スポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツの普及や環境整備を図っています。また、2026年の第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会に向けて、パラアスリートを含むアスリートの競技力の向上を図っています。
- 加えて、「アジア競技大会・アジアパラ競技大会を活用した地域活性化ビジョン」（2023年3月改訂）により、アジアパラ競技大会を始めとした国際的なスポーツ大会の開催を契機として、障害者スポーツの普及・啓発に取り組んでいます。
- さらに、障害者スポーツをより一層推進していくため、2020年には愛知県障害者スポーツ推進検討会議を開催し、現状の課題整理や解決に向けた今後の取組を検討するとともに、競技団体等へのヒアリング調査や施設調査を行い、活動状況や運営体制、県内スポーツ施設の障害者スポーツへの対応状況等の把握に努めています。
- 検討会議における委員の意見や、競技団体等へのヒアリング調査及び施設調査の結果を踏まえ、障害者スポーツ推進に取り組んでいます。

## 【施策の方向性】

### （1）文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備

- 全ての県民が文化芸術を創造し、享受できるよう、障害のある人の文化芸術活動を促進します。本県の特色ある取組として、あいちアール・ブリュット展の開催など、あいちアール・ブリュットの取組を通じて、アート雇用などの企業連携を図ります。
- 視覚障害がある人等が、文化芸術を享受する機会を十分に得られるよう、愛知県図書館と点字図書館等が連携し、読書環境の整備を図ります。同時に、視覚に障害

のある人等が、アクセシブルな電子書籍等を利用できるよう、ICTの習得を支援します。

- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
- 全ての県民が、生涯にわたり、スポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツの普及、環境整備を図るとともに、障害のあるアスリートが競技に打ち込み、活躍できるよう、競技力の向上を図ります。

#### 【計画期間の取組】

##### (1) 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備

- 障害者の文化芸術活動の促進・あいちアール・ブリュットの取組の推進
  - ◆ 文化施設のバリアフリー化及びバリアフリー情報保障の推進
  - ◆ 愛知県美術館や愛知県陶磁美術館における視覚障害者が美術鑑賞できるプログラムの実施
  - ◆ 愛知県芸術劇場における障害者に対する鑑賞支援の実施
  - ◆ 文化芸術の専門家による出前講座の実施
  - ◆ あいちアール・ブリュット展の開催
  - ◆ アート雇用など企業連携の推進
  - ◆ 障害者芸術文化活動普及支援事業による人材育成、相談支援、地域連携の推進
- 視覚障害者等の読書環境の整備
  - ◆ 愛知県図書館（拠点図書館）と点字図書館等の連携による読書環境の整備
  - ◆ 関連施策の共有、円滑な連携のための庁内協議体制の整備
  - ◆ 点字図書館（明生会館）の設置、運営（点字図書等の郵送貸出、サピエ等を通じての全国の点字図書館と協力した書籍の作成、点字奉仕員・朗読奉仕員の育成等）
  - ◆ 愛知県図書館における視覚障害者資料室及び読書のバリアフリーコーナー（児童図書室内）の設置、運営（点字図書等の郵送貸出、対面朗読の実施（オンライン対応可）、朗読協力員に対する研修、愛知県図書館職員の障害者サービス研修の受講等）
  - ◆ ICTサポートセンターにおけるICT習得支援

##### (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

- ◆ 障害者スポーツを取り巻く様々な分野との継続した連携体制の構築
- ◆ 障害者スポーツ大会の開催・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣
- ◆ 障害者スポーツ指導員の養成・拡充
- ◆ 各種競技大会やスポーツ教室の開催情報など障害者スポーツに関する情報発信
- ◆ 障害者スポーツ参加促進事業の実施
- ◆ パラトップアスリートの発掘・育成・強化
- ◆ アジアパラ競技大会の開催



【あいちアール・ブリュット ～ゲイジュツのチカラ～】 (図表 20)

\* あいちアール・ブリュット障害者アーツ展 \*

「あいちアール・ブリュット」は、障害のある人の文化芸術活動を通じて、障害のある人の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指す取組です。

始まりは、2014年の「あいちアール・ブリュット展」。県内の障害のある人から公募したアート作品の作品展です。公募点数は年々増加傾向にあり、2023年は637点。いずれも、個性豊かな素晴らしい作品ばかりで、会場の名古屋市民ギャラリー矢田の展示室には、作品のもつエネルギーがあふれます。また、審査により選ばれた優秀作品等を紹介する「サテライト展」や「優秀作品特別展」も開催しています。



ロゴマーク「ゲイジュツのチカラ」  
(込められたおもい)

芸術には、作る人・見る人、そして障害のある人・ない人の心を変える大きなチカラがある。そのチカラは、お互いを認め合うボーダーのない社会への推進力になる。



2017年からは、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」(2016年12月)の成果をうけて、舞台・ステージ発表を充実し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として開催しています。2019年には愛知県立芸術大学と連携して、ヘルプマークをお持ちの方と支援する方々にクラシック音楽を楽しんでいただくコンサートを行うなど、障害の有無を越えた交流は着実に広がっています。

\* 雇用分野への広がり \*

あいちアール・ブリュットの取組は、福祉や芸術分野を超えて、新たな障害者雇用モデルとして、雇用分野にも広がっています。

2016年5月、県内の障害のある人お二人が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職(在宅勤務)されました。在宅勤務なので、オフィスや店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。



「まねきねこ」  
小林真由  
(株)シスムエンジニアリング

きっかけは、「あいちアール・ブリュット展」。障害者雇用に取り組む企業からの相談をうけ、ハローワーク名古屋中と本県が連携して、「絵を描くこと」での採用を提案したところ、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」で実際の作品を見て、採用が決まりました。

その後、2017年の「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の開催や、報道等により関心が高まり、2024年2月現在21名の方が就職して活躍されています。

就職された方に話を聞くと、就職後は作品の幅が広がったり、創作時間が長くなったりと、「仕事」としての自覚を持って創作活動に取り組むことができているとのこと。

絵を描くことが、障害のある人の自立につながる。ゲイジュツのチカラの大きさを感じます。



「さかなが大集合」  
野澤将矢(ネットヨタ中部(株))



「マレーバクが夢を食べている所」  
奥野誠也(株)ジェイグループ  
ホールディングス)



「とりの枝」  
大西達也(株)ほていや)

## 【障害者スポーツの推進に向けた主な取組】 (図表 21)

### \* 障害者スポーツ参加促進事業 \*

スポーツの経験がない障害のある人や、スポーツの経験はあるが技術向上を希望する障害のある人を対象として、地元のトップレベルの指導者・選手等による講演会や実技指導等を実施することにより、障害のある人のスポーツへの参加促進を図るとともに、県民の障害への理解促進を図っています。

この事業は、2015 年度から開始しており、パラリンピック競技や社会参加を目的とした競技のさまざまな講演会・実技指導により、障害の有無にかかわらずスポーツを楽しむことができるように取り組んでいます。

また、広報チラシの作成には HAL 名古屋にご協力をいただき、デザインを学ぶ学生にリーフレットデザインを作成していただくなど、幅広い方に障害者スポーツに関わってもらえるような取組も実施しています。



競技体験の様子  
(ボッチャ) 【2022 年度】



広報チラシ  
(デザイン：HAL 名古屋 CG 学科)  
【2022 年度】

### \* 愛知県障害者スポーツ大会 \*

障害のある人々が、スポーツ活動を通じた健康の増進や社会参加の促進、県民の障害に対する理解を深めることを目的として、愛知県障害者スポーツ大会を実施しています。



大会の様子(陸上) 【2023 年度】



大会の様子(フライングディスク) 【2023 年度】

### \* あいち障害者スポーツ連絡協議会 \*

東京 2020 パラリンピックの開催や、愛知・名古屋における 2026 年アジアパラ競技大会の開催検討を契機として、障害者スポーツをより一層推進していくため、2020 年度に、「障害者スポーツ推進検討会議」を立ち上げ、今後の取組を検討しました。

2021 年度には、この検討会議を引き継いで、障害者スポーツの課題解決に向けた取組を継続的に推進するため、有識者や障害者スポーツ団体等で構成する基盤組織である「あいち障害者スポーツ連絡協議会」を立ち上げ、更なる連携を図っていきます。



あいち障害者スポーツ連絡協議会の様子  
【2022 年度】